

岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点人材紹介事業者登録要領

(目的)

第1 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業において、県内の中小企業等に対して「攻めの経営」や経営改善等の実現のために必要なプロフェッショナル人材を紹介する人材紹介事業者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促すため、岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）に設置して、プロフェッショナル人材戦略マネージャーが県内中小企業等を訪問し、新事業や新販路開拓など「攻めの経営」への転換を促すとともに、必要なプロフェッショナル人材を明確化し、拠点に登録した人材紹介事業者を活用することにより、プロフェッショナル人材の本県へのU・Iターンを促進することを目的とした事業

(2) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

(3) プロフェッショナル人材戦略マネージャー

地域と企業の成長戦略の具現化と優れた人材の好循環の形成をマネジメントし、地域全体の人材定着のコーディネート役を担う拠点の責任者（以下「マネージャー」という。）。

(4) 登録人材紹介事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号（以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者でこの要領により登録を受けた事業者、および法に規定する職業紹介事業者でないが（1）に定める事業の推進に必要であると拠点が認めた者でこの要領により登録を受けた事業者をいう。

(登録人材紹介事業者の業務内容)

第3 この事業において、登録人材紹介事業者が行う業務は次のとおりとする。

(1) 拠点の支援を受ける企業（以下「支援企業」という。）がプロフェッショナル人材の紹介を希望した場合、登録人材紹介事業者は支援企業と人材紹介に係る契約を締結（支援企業は登録人材紹介事業者の中から契約の相手方を選択）

(2) 支援企業と契約を締結した登録人材紹介事業者は、プロフェッショナル人材を紹介し、マッチングを実施

(3) プロフェッショナル人材に関する職業紹介活動状況について、人材紹介活動状況報告書（様式第1号）により拠点へ報告

(4) 支援企業に採用されたプロフェッショナル人材が円滑に定着できるようフォローアップを実施

(5) 拠点との連携に必要な会議等への参加

(登録の方法)

第4 本事業の趣旨に賛同し、これに参画しようとする人材紹介事業者は、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、センターに提出するものとする。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
 - (2) 事業者の概要が分かるもの
 - (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの
 - (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
 - (5) 個人情報の管理に関するもの
 - (6) その他必要と認める書類
- 2 前項において、有料職業紹介事業者の登録を受けていない事業者の場合は、前項に掲げる書類のうち、(1) の提出を求めないものとする。

(登録の基準)

第5 登録人材紹介事業者の登録については、次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上、センターが登録を決定し、通知する。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前にマネージャー等によるヒヤリングを行うことがある。

- (1) 有料職業紹介事業者の許可を有すること
- (2) 求職・求人の登録件数が相当程度あること
- (3) 紹介実績及び成約実績が相当程度あること
- (4) 紹介した人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること
- (5) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属するもの、その他拠点が適当でないと認めた者に該当しないこと。

ただし、(2) 及び (3) については、センターが登録人材紹介事業者として適当と判断する場合には、この限りではない。

- 2 前項において、有料職業紹介事業者の登録を受けていない事業者の場合は、前項に掲げる書類のうち、(1) の提出を求めないものとする。

(変更届)

第6 登録人材紹介事業者(第2(4)に定める有料職業紹介事業者の登録を受けていない者を除く。)は、次に掲げる変更事項があった場合は、変更届(様式第3号)により、速やかにセンターへ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

(登録の取り下げ)

第7 登録人材紹介事業者が登録削除を希望する場合は、登録取り下げ申請書(様式第4号)によりセンターへ申請するものとする。

(登録の取消)

第8 次のいずれかに該当するときは、センターはこの要領で定める登録を取り消すことができる。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正な行為があるとセンターが認めたとき
- (3) 正当な理由がないのに、第3に定める業務を行わないとき

なお、本規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介事業者が被った損失については、センターは損害賠償を行わない。

(登録の有効期間)

第9 拠点の設置期間中、この要領で定める登録は有効とする。ただし、第7により登録の取り

下げがあったとき又は第8によりセンターが登録を取り消したときは失効する。

(指導監督)

第10 センターは、この要領で定める登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領で定める登録に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月26日から施行する。

プロフェッショナル人材紹介活動状況報告書

年 月 日

公益財団法人いわて産業振興センター 理事長 様

住 所

名 称

代表者（又は担当者）の職・氏名

印

岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点人材紹介事業者登録要領第3に基づき、年 月分のプロフェッショナル人材紹介活動状況を報告します。

記

企業名	紹介したプロフェッショナル人材の職種	活動状況	備考
【例】〇〇〇（株）	研究開発	人材紹介	H28.10.17

注1： 「活動状況」欄については、①「(基本) 契約締結」、②「(人材) 紹介」、③「(活動) 継続中」、④「採用／不採用（取り下げを含む）」など、報告期間の活動状況を記載下さい。具体的な表記は任意ですが、①～④の内容が分かる表記をお願いします。

注2： 「備考欄」については、該当する活動（「継続中」を除く）の開始月日等の記載をお願いします。

注3： 上記内容が記載されている場合には、任意書式でも結構です。

注4： 報告は、メール、ファックス等でも構いません。

注5： 報告は、報告期間の翌月末までに、お願いします。

人材紹介事業者登録申請書

年 月 日

公益財団法人いわて産業振興センター 理事長 様

住 所(郵便番号、本社所在地)

名 称

代表者の職・氏名

印

岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点人材紹介事業者登録要領第4に基づき、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

なお、提出書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

記

1 誓約事項

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 添付書類（(1)がない事業者にあつては、3 事業者の概要「事業者の特徴」欄にその旨記入のこと。）

- (1) 有料職業紹介事業許可書の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人申し込み方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (6) その他必要と認める書類

3 事業者の概要

岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点との連絡窓口	担当部署名 所在地（〒 ） 電話番号 — — FAX — — E-mail
--------------------------	--

HP アドレス	
有料職業紹介 事業許可番号	(有効期間 年 月 日から 年 月 日まで)
事業者の特徴 (登録人材の状況、得意な職種等)	
人材紹介手数料の概要 (着手金、成功報酬等)	

※3の記載事項は、登録人材紹介事業者一覧に掲載する公開情報となります。

4 有料職業紹介の実施状況

	求人(企業)	求職(人材)	備考
(1) 登録件数 (年 月時点)	(内、県内企業)	(内、県内在住者)	
(2) 紹介件数 (前年度実績)	(内、県内企業)	(内、県内在住者)	
(3) 採用件数 (前年度実績)	(内、県内企業)	(内、県内在住者)	
(4) 採用後のフォローアップの取組			

※「副業・兼業」を紹介する事業者で、件数が記入できない場合は備考欄にその旨記載のこと。

5 担当者連絡先

所属・職・氏名			
住所	〒	—	
電話・FAX	—	—	—
E-mail			

様式第3号（要領第6関係）

変 更 届

年 月 日

公益財団法人いわて産業振興センター 理事長 様

住 所(郵便番号、本社所在地)

名 称

代表者の職・氏名

印

有料職業紹介事業許可に関して変更事項がありましたので、岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点人材紹介事業者登録要領第6に基づき変更届を提出します。

記

1 変更の内容

(変更前)

(変更後)

2 添付書類

- ・上記に係る変更内容を証明する書類の写し

様式第4号（要領第7関係）

登録取り下げ申請書

年 月 日

公益財団法人いわて産業振興センター 理事長 様

住 所(郵便番号、本社所在地)

名 称
代表者の職・氏名

印

年 月 日付けで人材紹介事業者登録をしているところですが、下記の理由により登録の削除を希望しますので、岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点人材紹介事業者登録要領第7に基づき登録の取り下げを申請します。

記

(理由)